

静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第18号

静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則の一部を改正する規則

静岡県立職業能力開発施設の行う職業訓練の基準を定める規則（平成25年静岡県規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第3 (略)</p> <p>短期課程の普通職業訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練の実施方法</p> <p>通信の方法によって行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第4 (略)</p> <p>1 1級技能士コースの短期課程の普通職業訓練</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訓練の実施方法</p> <p>通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(表略)</p> <p>2 2級技能士コースの短期課程の普通職業訓練</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訓練の実施方法</p> <p>通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認</p>	<p>別表第3 (略)</p> <p>短期課程の普通職業訓練</p> <p>1 (略)</p> <p>2 訓練の実施方法</p> <p>通信の方法によって行う場合は、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方</u>を行うこととする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(略)</p> <p>別表第4 (略)</p> <p>1 1級技能士コースの短期課程の普通職業訓練</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訓練の実施方法</p> <p>通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方</u>を行うこと。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(表略)</p> <p>2 2級技能士コースの短期課程の普通職業訓練</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 訓練の実施方法</p> <p>通信の方法によっても行うことができることとする。この場合には、適切と認</p>

められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

(4)～(7) (略)

(表略)

められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

(4)～(7) (略)

(表略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。